帯広市パートナーシップ制度がスタート

12月1日休から申請を受け付け

性的指向(好きになる性)・性自認(心の性)に伴う差別・偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減を図り、性 のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

問い合わせ 市民活動課男女共同参画係(市庁舎3階、☎65・4134)

市ホームページID.1013194





パートナーシップ制度とは

本制度は、婚姻関係にはないものの、継続的に共同生活を行う同性カッ プルなどの2人の関係を帯広市が受け止め、公的に認める仕組みです。 全国では200を超える自治体がパートナーシップ制度を導入しており、 道内では札幌市、江別市、函館市、北見市が運用を開始しています。

また、「パートナーシップ」とは、「互いを人生のパートナーとし、 継続的に共同生活を行っている、または共同生活を行うことを約束した 2者の関係」と定義しています。



この制度で何が変わるの?

帯広市の制度であるため、法的効力はありませんが、当事者の安心感 や、社会的な理解を広げていくことを目指しています。

また、パートナーが配偶者や家族と同様の行政サービスが受けられる よう、税証明の発行や就学援助の申請などを見直すこととしています。 このほか、携帯電話の家族割引や生命保険の受け取り、住宅購入時のペ アローンの利用など、民間サービスにも広がってきています。



ニつの制度から選択できます

- 1) 証明制度…当事者間で公正証書などの形式で契約を締結し、これを 市が確認した事実を証明します。
- 2)登録制度…契約書などは不要で、要件を満たす2人を登録した事実 を市が証明します。



次の要件をすべて満たす人が制度を利用できます

- 1)双方が成年に達していること
- 2) 双方が帯広市民であること(市内で、通勤・通学、事業を営む、活 動する人、市民になる予定の人も含む)
- 3) 双方に配偶者や事実婚の関係にある人がいないこと
- 4) 双方が相手方以外とパートナーシップ関係にないこと
- 5) 2人が近親者(直系血族、三親等以内の 傍系血族、直系婚族)の関係にないこと ただし、養子縁組関係の場合は利用でき ます。





申請・登録の流れ

(1)

必要書類を

確認

必要書類

- 1. パートナーシップ登録申請書
- 2. 戸籍全部事項証明書
- (申請日前1カ月以内に発行されたもの)
- 3. 証明制度の場合は、合意契約に関する公正証書など
- ※その他必要な書類は、市ホームページの 「利用の手引き」を参照ください。▶
- ※市民活動課にて、事前に提出書類の確認 や相談も行っています。



申請書などを

提出

必要書類と本人確認書類をお持ちの上、市民活動課窓口 へ必ず2人でお越しください。

市民活動課窓口へ(平日:8時45分~17時30分)

申請の予約も可能です。

(市民活動課男女共同参画係 ☎65・4134、 ⊠danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp)

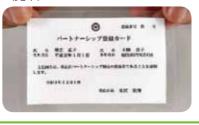
(証明制度の場合は、1人でも申請可能です)

お子さんの氏名も登録カード等に記載できます。





〈見本〉





登録カード等を提示された場合は、ご協力をお願いします

事業者の皆さまには、登録カード等を提示された場合など、法令の制 約などのやむを得ない場合を除き、配偶者や家族と同様のサービスの提 供などに、ご理解とご協力をお願いします。

また、登録カード等を提示した2人の関係について、本人の同意なく、 第三者へ伝えることのないようご注意ください。

「性は多様 | であることを知っていますか?

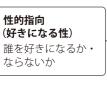
一人ひとりに個性・特徴があるように、性的指向や性自認の組み合わ せにより、さまざまな性のあり方があります。













性自認(心の性)

認識しているか

自分の性別をどう

■ 身近には「いない」と思っていませんか?

LGBT等の人は、外見では分からないことが多く、「身近にいない」 「会ったことがない」と思っている人も多いと思います。

しかし、人口に占めるLGBT等の割合は、3~10%という調査結果も あり、血液型のAB型や左利きの割合と同程度と言われています。

■「アウティング」は絶対にいけません!

性的指向などを本人の許可なく他の人に伝えることを「アウティン グ」と言います。悪意をもって暴露する場合だけでなく、良かれと思っ て第三者と共有する場合も、本人を深く傷付けてしまうことがあります。

■ 社会で直面する困難例

LGBT等の人は、からかいや嫌がらせを受けたり、誰にも相談できず に悩んだりするなど、さまざまな困難に直面しています。

- 【例】・アウティングが心配で、誰にも相談できず孤立してしまう。
 - ・心の性に合った、トイレや更衣室 などを利用できない。

・パートナーに福利厚生制度が適用 されない。

多様な性を考えよう▶ 市ホームページ ID.1007374



女性のための人権なんでも相談所 女性が抱えるさまざまな問題に、女性の人権擁護委員が中心となり、無料で相談に応じる。秘密厳守。 🖪 11月16日)が、 13時~15時 踢とかちプラザ(西4南13) 週帯広人権擁護委員協議会 (☎24・5853)